

茨城県報 第7112号

昭和58年1月31日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●有害興行の指定(総合県民室)	1
●公園事業の一部決定(観光物産課)	2
●豚コレラ予防のための移入禁止区域等の指定(畜産課)	4
●豚コレラ予防のための移入禁止区域等の指定の廃止(")	4
●新規土地改良事業の審査(3件)(農地管理課)	4
●新規土地改良事業の認可(4件)(")	5
●道路区域の変更(9件)(道路維持課)	6
●道路の供用開始(4件)(")	11
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(河川課)	12
●土地区画整理組合の理事の住所変更(都市計画課)	14
●土地区画整理法に基づく換地処分(")	14
●都市計画事業の認可(下水道課)	15

(大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示(2件)	15
------------------------------------	----

公 告

●建築許可に関する聴聞(建築指導課)	16
--------------------------	----

告 示

茨城県告示第127号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
1	映 画	犯 し の 尾 行	東 活
2	"	赤いスキヤンダル・情事	に つ か つ
3	"	太 股 は 昼 開 く	東 活
4	"	処 女 (血) 吊 し	東 映

5	"	ベロニカ・ハートのクレイ ジー・デルタ	ニューセレクト
6	"	肉獣ベツトプレーカー	"
7	"	セクシー・ドール阿部定3世	に つ か つ
8	"	縄 で 悶 絶	大 蔵
9	"	セックスキャンパス 犯された女子大生	"
10	"	ヨーロッパ・ノーカット版 愛染恭子華麗なる追憶	ジョイバツク
11	"	につかつニュース 〈ピンクカット 太く愛して深く愛して〉	に つ か つ
12	"	ピンクカット 太く愛して深く愛して	"
13	"	O L 試 験 犯 し	東 活
14	"	人 妻 変 態 好 み	大 蔵
15	"	濡れたOL 興奮が続く	新 東 宝
16	"	強 漢 で め ざ め	東 活
17	"	キャリアガール乱熟	ジョイバツク
18	"	獣色学園 白昼レイプ	"
19	"	女教師 死ぬほど犯して	東 映
20	"	痴 漢 本 番 電 車	大 蔵
21	"	(短篇予告) 肉獣ベツトプレーカー	ニューセレクト
22	"	(短篇予告) ブルー・フェラチカ媚少女	"

茨城県告示第128号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第12条第3項の規定に基づき、水郷筑波国定公園の公園事業の一部を次のとおり決定したので、同条第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、茨城県商工労働部観光物産課に備えつけて供覧する。

昭和58年 1 月 31 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

事業の種類	位置
御幸ヶ原園地	筑波郡筑波町大字筑波
首都圏自然歩道線道路（歩道）	起点—西茨城県岩瀬町（岩瀬・国定公園境界）
	終点—筑波郡筑波町（筑波山神社・国定公園境界）
	終点—真壁郡大和村（谷部・国定公園境界）

終点—真壁郡大和村	(雨引・歩道合流点)
終点—真壁郡真壁町	(古城・国定公園境界)
終点—新治郡八郷町	(西光院)
終点—真壁郡真壁町	(酒寄・国定公園境界)
起点—真壁郡真壁町	(酒寄・国定公園境界)
終点—真壁郡真壁町	(薬王院)
起点—筑波郡筑波町	(筑波・国定公園境界)
終点—筑波郡筑波町	(筑波梅園)
起点—筑波郡筑波町	(平沢・国定公園境界)
終点—新治郡八郷町	(仏生寺・国定公園境界)
起点—新治郡新治村	(泉・国定公園境界)
終点—新治郡新治村	(寄居・国定公園境界)
起点—土浦市	(蓮河原町・国定公園境界)
終点—土浦市	(蓮河原町・国定公園境界)
起点—土浦市	(大岩田・国定公園境界)
終点—稲敷郡阿見町	(花室川川口・国定公園境界)
起点—稲敷郡阿見町	(島津・国定公園境界)
終点—稲敷郡美浦村	(馬掛・国定公園境界)
起点—稲敷郡美浦村	(上新田・国定公園境界)
終点—稲敷郡桜川村	(新利根川川口・国定公園境界)
附帯施設—園地	(真壁郡大和村・雨引観音)
	(真壁郡真壁町・加波山)
	(真壁郡真壁町・きのこ山)
	(真壁郡真壁町・湯袋峠)
	(真壁郡真壁町・薬王院)
	(筑波郡筑波町・平沢)
	(新治郡新治村・永井)
	(新治郡新治村・東城寺)
	(稲敷郡美浦村・馬掛)
	(稲敷郡桜川村・堂崎鼻)

茨城県告示第129号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定に基づき、豚コレラ予防のための移入禁止区域等について、次のとおり指定する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 移入禁止区域 栃木県下都賀郡大平町

2 家畜の種類及び物品

豚及び豚コレラの病原体を広げるおそれのあるもの

3 移入禁止期間 告示の日から当分の間

4 そ の 他

車両等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第130号

昭和57年12月20日付け茨城県告示第1706号（長野県東筑摩郡坂井村からの豚等の移入禁止）による指定は廃止する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第131号

川又土地改良区が行おうとする川又地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

川又土地改良区定款の写し

川又地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年2月2日から昭和58年2月22日まで

3 縦 覧 の 場 所 八郷町役場

茨城県告示第132号

积水土地改良区が行おうとする积水地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

积水土地改良区定款の写し

积水地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年2月2日から昭和58年2月22日まで

3 縦覧の場所 総和町役場

茨城県告示第133号

出島村長坂本重道から、昭和57年11月26日付けで認可申請のあつた戸崎地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

戸崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和58年2月2日から昭和58年2月22日まで

3 縦覧の場所 出島村役場

茨城県告示第134号

昭和57年9月9日付けで、下館市大字下平塚59番地直井覚市ほか19名から認可申請のあつた玉戸地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年1月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第135号

昭和57年9月9日付けで、下館市大字小泉350番地小島進ほか26名から、認可申請のあつた石塔地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年1月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第136号

昭和57年9月9日付けで、下館市大字灰塚86番地田所実ほか26名から、認可申請のあつた灰塚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年1月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第137号

昭和57年9月9日付けで、下館市大字下江連439番地坂入忠弘ほか25名から、認可申請のあつた上平塚地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和58年1月22日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高萩友部線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
多賀郡十王町大字友部字上台 3083番地先から	旧	メートル 最大 11.00	メートル 660.00	
		最小 3.60		
		最大 22.00	650.00	
		最小 4.50		
多賀郡十王町大字伊師本郷 字川向1126番地先まで	新	最大 22.00 最小 4.50	650.00	旧道となる区間の処理をするための区域変更

茨城県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市大字馴馬町字廻り地 5166番8地先から	旧	メートル 最大 7.50	メートル 285.00	
		最小 6.50		
竜ヶ崎市大字馴馬町字廻り地 5163番1地先まで	新	最大 7.50 最小 6.50	285.00	道路の付替に伴う迂回路設置のための区域変更
		最大 14.50 最小 6.50	320.00	

茨城県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大子美和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡美和村大字高部字永田 997番1地先から	旧	最大 ^{メートル} 6.00	347.00 ^{メートル}	
		最小 2.50		
那珂郡美和村大字高部字ソリハタ 1032番地先まで	新	最大 23.00	347.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 9.50		

茨城県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字額田北郷 字塙453番地先から	旧	最大 ^{メートル} 20.00	59.00 ^{メートル}	
		最小 19.00		
那珂郡那珂町大字額田北郷字塙 1211番地先まで	新	最大 15.00	59.00	不用地処分のための 区域変更
		最小 14.50		

茨城県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 羽鳥停車場江戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字江戸 520番1から	旧	メートル 最大 12.00	メートル 1,120.00	
		最小 5.50		
東茨城郡美野里町大字江戸 910番1まで	新	最大 28.00	1,120.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 12.00		

茨城県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡美野里町大字納場 字櫛山304番1から	旧	メートル 最大 13.00	メートル 1,667.00	
		最小 4.00		
東茨城郡美野里町大字張星 字張星156番1まで	新	最大 13.00 最小 4.00	1,667.00	道路改良工事による 区域変更
		最大 40.00 最小 10.00		

茨城県告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市新宿町字白坂 601番1地先から 常陸太田市新宿町字元太田山 1432番1地先まで	旧	メートル 最大 19.00	メートル 1,147.00	
		最小 5.20		
常陸太田市新宿町字白坂 601番1地先から 常陸太田市新宿町字元太田山 1432番4まで	新	最大 26.00	872.00	道路改良工事に伴う 区域変更
		最小 8.80		

茨城県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡銚田町大字大和田 字竹の上39番地先から	旧	メートル 最大 8.70	メートル 73.70	
		最小 6.60		
鹿島郡銚田町大字大和田 字竹の下42番1地先まで	新	最大 8.70	73.70	橋梁架換工事に伴う 迂回路設置による区 域変更
		最小 6.60		
		最大 9.20	82.50	
		最小 7.40		

茨城県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城岩井線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町大字佐野字北沼 1197番 1 地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 14.00	150.00	
		最小 12.00		
結城郡八千代町大字成田字中茎 7 番 3 地先まで	新	最大 14.00	150.00	迂回路設置のための 区域変更
		最小 12.00		
		最大 15.00	154.00	
		最小 8.00		

茨城県告示第147号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年 1 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年 1 月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 293号
- 2 供用開始の区間
常陸太田市新宿町字白坂601番 1 地先から
常陸太田市新宿町字元太田山1432番 4 まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年 1 月31日

茨城県告示第148号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年 1 月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年 1 月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡銚田町大字大和田字竹の上39番地先から
鹿島郡銚田町大字大和田字竹の下42番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年 1 月31日

茨城県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 結城岩井線
- 2 供用開始の区間
結城郡八千代町大字佐野字北沼1197番1地先から
結城郡八千代町大字成田字中茎7番3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年1月31日

茨城県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年1月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
- 2 供用開始の区間
真壁郡真壁町大字塙世字金砂938番1から
真壁郡真壁町大字源法寺字雷40番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和58年1月31日

茨城県告示第151号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の地域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県潮来土木事務所において縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区 域 名 行方地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土 地 の 範 囲

市 郡 名	町 村 名	大字・字名	地 番 等	標柱番号	備 考
行 方	麻 生	行方, 高田	672-2, 国道 355号線, 町道 B1169号線	1	各々の交点

"	"	"	"	672—1 町道B1169号線	2	境界線上の点
"	"	"	"	668—1 673 677—1	3	境界の交点
"	"	行	方	668—1 669—1 677—1	4	"
"	"	"	"	678—1 町道1—7号線	5	境界線上の点
"	"	行方,	壁ヶ谷	町道1—7号線 町道B975号線 677—1	6	各々の交点
"	"	行方,	稲荷下	676—2 国道355号線	7	境界線上の点

茨城県告示第152号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は茨城県土木部河川課及び茨城県土浦土木事務所において縦覧に供する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 区 域 名 手野高崎地区急傾斜地崩壊危険区域

2 土 地 の 範 囲

市 郡 名	町 村 名	大字・字名	地 番 等	標柱番号	備 考
土 浦	手 野	高 崎	2218—2 2219	1	境界線上の点
"	"	"	2218—2, 2219 2220—1 2220—2	2	各々の交点
"	"	"	2217, 2190 2218—2	3	"
"	"	"	2216 2191—1	4	境界線上の点
"	"	"	2191—1	5	
"	"	"	2191—1 2208	6	境界線上の点
"	"	"	2207	7	
"	"	"	2204 2206	8	境界線上の点
"	"	"	2204, 2205 2206	9	各々の交点

"	"	"	2199 2205	10	境界線上の点
"	"	"	2199 2205	11	"
"	"	"	2199	12	
"	"	"	2196	13	
"	"	"	2196	14	
"	"	"	2193 2194	15	境界線上の点
"	"	"	2187—1 2192	16	"
"	"	"	2186—1 2186—2	17	"
"	"	"	2188—1 2189—4	18	"
"	"	"	2189—2 2218—1	19	"
"	"	"	2218—1 2218—2	20	"

茨城県告示第153号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき滑川浜土地区画整理組合の理事の住所の変更について次のとおり告示する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

	職 名	氏 名	住 所
変更前	理事長	小野崎 久 弥	日立市若葉町3丁目6番18号
変更後	理事長	小野崎 久 弥	日立市滑川町325番地

茨城県告示第154号

三番蔵土地区画整理組合の三番蔵土地区画整理事業については、換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

なお、この効力は、昭和58年2月3日から生ずる。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 大洗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業大洗第1都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和58年1月31日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 大洗町磯浜町字大洗下より大貫境まで地内

（大規模小売店舗審議会）

茨城県大規模小売店舗審議会告示第67号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商工指導課内）に到着するよう提出して下さい。

昭和58年1月31日

茨城県大規模小売店舗審議会
委員長 草 野 真 男

- 1 届出者の氏名又は名称
有限会社 あらい薬品
- 2 届出者の住所 下館市丙210の1
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミストアー 下館店
下館市字砂原933
- 4 開 店 日 昭和58年5月24日
- 5 店 舗 面 積 21㎡
- 6 閉 店 時 刻 午後8時 ただし年間120日を限度として午後9時

- 7 休業日数 年間10日
- 8 主として販売する物品の種類
医薬品, 医療器械, 化粧品

茨城県大規模小売店舗審議会告示第68号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商工指導課内)に到着するよう提出して下さい。

昭和58年1月31日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 草野真男

- 1 届出者の氏名又は名称
株式会社 亀宗
- 2 届出者の住所 水戸市南町2丁目4-35
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
亀宗多賀店新館
日立市千石町2-3-10
- 4 開店日 昭和58年5月28日
- 5 店舗面積 1,349㎡
- 6 閉店時刻 午後7時 ただし年間30日を限度として午後7時30分
- 7 休業日数 年間48日
- 8 主として販売する物品の種類
衣料品, インテリア用品, 家庭電化品, 家庭用品, 雑貨, その他

公 告

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和58年1月31日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 聴聞期日 昭和58年2月3日 午前11時
- 2 聴聞場所 筑波郡谷和原村大字西ノ台字西ノ台1-7

- 3 聴 聞 事 項 第 1 種住居専用地域内において次の建築物の許可に関する事。
店舗併用共同住宅の新築
- 4 申請者住所氏名 東京都中央区日本橋 1 丁目 3 ー 13
大和団地株式会社東京支店
支店長 幸 田 整
- 5 建築物構造規模 木造 2 階建 新築
申請延面積 167.432㎡
- 6 敷 地 面 積 211.125㎡
- 7 建築物の位置 筑波郡谷和原村大字西ノ台字西ノ台 1 ー 7
-

★ 県政の総覧 —— 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1, 200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所